- 第一条 【趣旨】この規則は、一般社団法人獨楽庵敷地内の茶室・船越(三畳台目)、楓の間(八畳)とその水屋等付帯設備、サロン(洋間ソファ席)および庭園を茶の湯等の日本文化振興のために使用する場合に必要な事項を定めます。
- 第二条 【利用の条件】茶室等は、原則として『獨楽庵友の会』の正会員(B)、特別会員に限り 利用できるものとします。
- 第三条 【利用時間】午前8時から午後5時まで利用することができます。延長および前日利用 に関してはご相談下さい。
- 第四条 【利用申込み】利用に際しては、1ヶ月前までに「茶室利用申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。利用日は、獨楽庵開館日で、一般社団法人獨楽庵のイベントが開催されていない日に限ります。最新の利用可能日についてはお申し込み前にお問い合わせください。
- 第五条 【守っていただく事項】①利用を終了したときは、施設内を元の状態に戻し、清掃してください②火災防止に努めてください。③建物および設備器具等を傷つけないでください。利用者の過失よる破損の場合、修理費をお支払い頂きます。④危険物を持ち込まないでください。④動物を持ち込まないでください。
- 第六条 【茶道具等の貸出】貸出用の茶道具を用意しています(別紙参照)。ご相談ください。
- 第七条 【灰について】炉中の灰および五徳は常什のものをお使いください。貸出用の風炉をご 使用の場合、灰は常什の物をご使用になり、使用後は篩って返却してください。炭点前 用の灰も用意します。
- 第八条 【炭について】炭はご自身でお持ちください。終了後の炉・風炉中の炭は取り出し所定 の火消し壺に廃棄してください。
- 第九条 【食事について】獨楽庵では食事の提供は一切行いません。懐石・点心をご利用の場合は、利用者ご自身で用意されるか、外部飲食店等より取り寄せください(懐石、点心の手配はお手伝いいたします)。サロン(洋間ソファ席)に付帯する勝手は自由にご使用ください。食器の利用についてはご相談ください。

以上